

# 平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月9日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○副議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	7
○日程第4、議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	8
○日程第5、議席の指定	8
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について(議案第3号)	9
○日程第7、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について(議案第4号)	9
○日程第8、一般質問	10
○議長のあいさつ	16
○管理者のあいさつ	16
○閉会の宣告	17

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第10号

平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月15日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成20年6月9日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成20年6月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	井	上	勝	司	議員
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	武	井		誠	議員
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	大	山		茂	議員
9 番	長	峰	保	男	議員	10 番	高	野	宜	子	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	石	川		清	議員

不応招議員（なし）

## 平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成20年6月9日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(2)議事説明者について

日程第 4 議長の選挙について

日程第 5 議席の指定について

日程第 6 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について

日程第 7 議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第 8 一般質問

午前10時05分開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	井上勝司	議員
5番	山中基充	議員	6番	武井誠	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	大山茂	議員
9番	長峰保男	議員	10番	高野宜子	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	石川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	木村栄一
事務局長	金子久夫	事務局次長 兼総務課長	新井邦男
総務課 主席主幹	新井正美	業務課長	吉田文夫
業務課 主席主幹	矢作芳和	建設課長	杉田泰明
建設課 主席主幹	内田好久	管理課長	森田進一
管理課 主席主幹	千葉峰男	水処 センター 所 理一長	栗原茂夫

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	若狭英二		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時05分)

- 齊藤芳久副議長 坂戸市議会におきまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員選挙後の初の議会であり、議長が欠けております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

現在の出席議員は12名全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎副議長のあいさつ

- 齊藤芳久副議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会のご案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できることは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

今期定例会に当たりましては、先般の坂戸市議会議員選挙において市民の信託を得て見事当選され、さらに本組合議会議員に就任をいただきました坂戸市の議員の皆様に対して、心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を期待申し上げる次第であります。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。



### ◎管理者のあいさつ

- 齊藤芳久副議長 管理者にごあいさつお願いいたします。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中の極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、本日の議会に当たりましては、坂戸市選出の議員さんにおかれましては、先般の厳しい選挙におきまして見事にご当選され、議会の構成選挙におきまして本組合議会議員に選出をされました。今後におきましては、鶴ヶ島市選出の議員さんとともに本組合発展のためにご尽力をいただきますようお願いを申

し上げる次第であります。

また、私ごとであります。先般の市長選挙におきましては、市民各位のご信任をいただくとともに、皆様方には大変ありがたいご支援、ご協力を賜り、おかげさまで再度市長に就任することができました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

なお、本組合同規約の規定に基づきまして、坂戸市長と鶴ヶ島市長により協議した結果、従来どおり坂戸市長が管理者に、鶴ヶ島市長が副管理者に就任をいたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか1件の議案をご提案申し上げております。いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさついたします。

よろしくお願いをいたします。

○齊藤芳久副議長 ありがとうございます。

---

◇

### ◎仮議席の指定

○齊藤芳久副議長 この際、議事進行上、去る4月21日坂戸市議会臨時会において選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○齊藤芳久副議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久副議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、

11番 滑川光彌 議員

1番 藤原建志 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○齊藤芳久副議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久副議長 異議なしと認めます。

よって、平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたします。



### ◎諸報告

○齊藤芳久副議長 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成20年2月から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



### ◎議長の選挙

○齊藤芳久副議長 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。議長の指名については、1番、藤原建志議員において指名することにしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久副議長 ご異議なしと認めます。

よって、藤原建志議員において指名することに決定いたしました。

藤原建志議員、指名をお願いいたします。

○1番（藤原建志議員） それでは、井上勝司議員を推薦したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊藤芳久副議長 ただいま藤原建志議員においてご指名いただきました井上勝司議員を議長の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました井上勝司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました井上勝司議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。



### ◎議長就任のあいさつ

○齊藤芳久副議長 4番、井上勝司議員、ごあいさつをお願いいたします。

○4番（井上勝司議員） 本日の坂戸、鶴ヶ島下水道組合の議長ということでご推薦をいただきました井上でございます。皆様方の推薦によりまして議長という大役を引き受けることになりましたけれども、私、浅学非才でございます。ぜひ皆様方のご協力をいただきながら、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の発展、そして両市の市民の福利厚生、いろんな形で協力をし、努力をしていきますので、皆様方のご協力をいただきますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

○齊藤芳久副議長 ありがとうございます。

それでは、大変ご協力をありがとうございました。これで議長の井上勝司議員と交代いたします。

井上勝司議員、議長席へお着きください。

〔副議長、議長と交代〕

○井上勝司議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時28分

○井上勝司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議席の指定

○井上勝司議長 日程第5、議席の指定についてを議題といたします。

坂戸市議会議員の改選により坂戸、鶴ヶ島下水道組合議員とられました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席を書記をして朗読いたさせます。

菊地書記。

○菊地征一書記 （議席番号朗読）

○井上勝司議長 ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたしました。

---

◇

**◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○井上勝司議長 日程第 6、議案第 3 号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、高野宜子議員の退席を求めます。

〔10番 高野宜子議員退席〕

○井上勝司議長 提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第 3 号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本組合の監査委員のうち、議会の議員から選出されております監査委員に現在欠員が生じております。その選任につきまして慎重に検討いたしました結果、高野宜子議員を適任者と認め、議会のご同意を得たく、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同規約第12条第 2 項の規定により、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井上勝司議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

10番、高野宜子議員の復席を求めます。

〔10番 高野宜子議員復席〕

---

◇

**◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○井上勝司議長 日程第 7、議案第 4 号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第4号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

本年3月に皆野・長瀬水道企業団が解散したこと、並びに本年4月に秩北衛生下水道組合が名称を変更したこと、朝霞市が平成21年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合規約第4条第3項に掲げる事務を共同処理すること、及び組合議員の選出方法等に関して規定を整備することに伴う埼玉縣市町村総合事務組合の規約の一部変更について、関係自治体の協議が必要なことから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 井上勝司議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 井上勝司議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

- 井上勝司議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

7番、宮崎弘子議員。

- 7番（宮崎弘子議員） 7番、宮崎弘子です。許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問事項は、大谷川下水路第1幹線計画についてです。

大谷川下水路第1幹線は、川越市より整備が進み、鶴ヶ島市内において圏央道建設事業と並行して事業が行われ、現在東武鉄道を越えたあたりまで整備が完了しています。都市下水路は、主として市街地における雨水を排除し、市街地の浸水被害を防止するための施設で、大谷川下水路第1幹線建設目的は、藤金土地区画整理事業の区域や若葉駅西口土地区画整理事業区域の一部の雨水対策であると伺っております。

計画されている大谷川下水路（雨水第1幹線）は、鶴ヶ島市内においては既存の大谷川と並行しており、

一方既存の大谷川とその周辺の樹林地は、その大部分がつるがしま緑のまちづくり計画の中で次世代に伝えたい景観として位置づけられています。自然環境に対する住民意識が変わりつつある中で、大谷川下水路（雨水第1幹線）の建設に当たっては、自然環境への配慮が将来的に重要な課題になると考えております。このことを前提に次の質問をいたします。

(1)、大谷川下水路（雨水第1幹線）の計画決定の経緯について。

(2)、大谷川下水路（雨水第1幹線）の計画の概要について。

(3)、大谷川下水路（雨水第1幹線）計画の今後の進め方について。

以上、よろしく申し上げます。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 宮崎議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

大谷川雨水第1幹線の計画決定の経緯でございますが、当初この幹線につきましては、39年前でございます昭和44年5月に下水道組合として最初の計画決定を行ったものでございます。主に市街地における浸水被害を防ぐため、大谷川都市下水路の計画決定を行い、都市下水路として整備を進めてまいりました。その後、圏央道と重なる部分のルート変更を行い、また平成16年2月には大谷川雨水ポンプ場の計画を加え、さらに大谷川都市下水路から公共下水道大谷川雨水第1幹線へと事業を変更し、公共下水道事業として整備を進めてきたわけでございます。

大谷川雨水第1幹線の計画概要につきましては、ご高承のとおり、幹線整備目的が主に市街地における雨水による浸水被害を防ぐことでありまして、集水区域といたしまして、下流域は富士見工業団地、東坂戸団地、中小坂や川越市下広谷の市街地、上流の区域といたしまして、藤金及び若葉駅西口並びに南西部の各土地区画整理事業区域、鶴ヶ島三ツ木地区等の広範囲にわたっての雨水による浸水防除対策として計画されております。当初の計画では全体延長7,020メートルでございましたが、その後最下流を延長300メートルを追加いたしまして、計画決定の全体延長7,320メートルとなっております。そのうち整備済み延長といたしましては5,495メートル、整備率といたしましては75%でありまして、残り1,825メートルが残っております。

今後の大谷川雨水第1幹線計画の進め方でございますが、雨水による浸水の発生原因が今まで東武東上線の横断部分が狭くなっていたため、堰となりまして、浸水による被害が発生していたことが一つの原因でありました。しかしながら、東武東上線を横断したところまで平成16年度に整備が終わったことによりまして、浸水被害も現在のところ発生しておりません。整備の効果もあったものと考えております。したがって、現在は上流部の整備につきましては、一たん休止して様子を見ている状況でございます。また、現在の施工計画では、今まで施工してきたと同じように、コンクリートによる2面積みブロック構造による施工計画となっております。

以上でございます。

○井上勝司議長 7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） ご答弁ありがとうございます。昭和44年ですので、約40年ぐらい前にこれは都市計画決定されているということで、また大谷川下水路が整備されたことで、東武鉄道のあたりまでの小さな水路ですか、そこの雨水は幹線集約できるようになって、いろいろな意味で浸水被害がなくなってき

たというようなご答弁です。なお、今事業認可される、あるいは都市計画決定されている未執行の東武鉄道の<sup>上流部分</sup>については、緊急を要することではないので休止して様子を見るというようなご答弁だったと思いますけれども、これにつきまして2点ほど再質問いたします。

都市計画決定、事業認可されてはいるけれども、事業がまだ執行されていない区域において、大谷川下水路に係る土地の買収はどの程度進んでいるのか。

それから、2点目ですが、鶴ヶ島における藤金土地区画整理事業は、今現在事実上、組合が立ち上がらない状態にあります。しかしながら、市街化区域になっていますので、関越道の近くとか、あるいは県道川越一越生線のあたりというのは既に住宅が建設されており、今後も住宅が区画整理事業とは無関係に建設されていく可能性があります。このあたりはかなり湿地になっており、割合びしゃびしゃした状態になっていますので、住宅が建設されていく状況の中で、大谷川の浸水による被害、危険というものが予想されるのですけれども、このことについてどうお考えでいらっしゃるかを伺います。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 宮崎議員の再質問にお答え申し上げます。

未整備の場所の買収区域につきましては、およそ200メートル程度を買収しているということでありま  
す。また……

○井上勝司議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時46分

○井上勝司議長 再開いたします。

金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

宮崎議員さんの言われる自然環境への配慮として、いろいろと水路を整備することによって現在の社会情勢と異なるようなことが起きるといようなことだと思っております。今藤金地区につきましては、一応計画がされているということで聞いております。現在の組合としてのスタンスは、現在現計画をもとに計画決定がされておりますので、それらを見据えて今後計画をしていきたい。なお、これらのことを新たにやるとなりますと、計画決定の変更等考慮しながら進むことが必要だと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 宮崎です。

事業認可されているところは、未執行が1,100メートルで、そのうち200メートルぐらいが買収済みだといようなお話だったかなと思います。そのあたりはちょうど鶴ヶ島の中では藤小学校とか藤中のあたりになってくるわけですが、川の里親として市民の皆さんがお掃除をしたりして大切にしている場所であると。また、藤金区画整理事業区域内を流れている既存の大谷川は、樹林地と一体となった景観をな

しており、保全を図っていこうということがつるがしまの緑のまちづくり計画で位置づけられています。この都市計画決定は40年前につくられたわけで、計画変更というものも今考慮しながらというようなお話もありましたけれども、これからはやはり四、五十年後を見据えたまちづくりということで、緑のまちづくり計画と整合性を図り、なおかつお金を使わないという方法を見ていかなければいけないのではないかと考えています。

それにつきまして、まず雨水対策につきましては、既存の大谷川を活用する、新たにブロックの下水路をつくるのではなくて、既存の大谷川を活用して、景観に配慮しながら雨水対策をしていけるような計画変更をしていったらよいのではないかと考えています。また、買収の済んでいるところは、大谷川のへの、縁のところと換地するとかして大谷川の周りに土地を確保する、そのことによって浸水対策というのがある程度図れるのではないかと考えています。このことにつきまして、とりあえず今は浸水被害も出ないところまで来たという、ちょっと余裕のある今の状況の中で、やはり計画変更していこうというところで、ぜひこういうことも提案していきたいと、強く提案したいと思っておりますが、このことについて管理者または副管理者のお考えなどを伺いたいのですが、よろしくお願ひします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 再々質問にお答え申し上げます。

宮崎議員さんの言われるいわゆる自然環境への配慮として、生物群等が生息するような場所を、水路を整備してほしいと、そういうようなことだと思ひます。自然との共生社会を構築する上では、現在、社会情勢といたしましては必要だということも十分承知しております。先ほども申し上げましたとおり、既に計画決定がされておりまして、それは開発を見越した計画として、一番経済的な計画ということでこのルートが計画されたものと考えております。

いずれにいたしましても、当組合といたしましては、今後本来の公共下水道の整備目的が雨が降りますとその浸水を防ぐということにございますので、各地域の状況等を十分把握して、関係する機関とも十分協議をしながら、今後検討をし、整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 次に、8番、大山茂議員。

○8番(大山 茂議員) 8番、大山です。ただいまより通告に従ひまして、西坂戸地域し尿処理施設使用者の下水道使用料について一般質問を行います。

西坂戸団地につきましては、今から三十数年前、昭和46年から昭和48年にかけて西坂戸土地区画整理事業として西坂戸角栄団地として開発されたところであります。ここの公共下水道は整備されていない状態の中で、汚水処理については角栄建設の子会社であったかと思ひますが、コミュニティプラントとして汚水処理を始めてきた、そのような経過があったかと思ひます。公共下水道の整備について、これまでこの下水道議会の中でも日本共産党議員のほうでしばしば西坂戸までいち早く公共下水道中央幹線が延伸できるように求めてきたところであります。このほど議員のほうに説明された内容として、認可区域を広げていくということで、西坂戸についても下水道事業計画の認可区域に入れていく方向で進んでいるかと思ひます。一日も早く公共下水道の中央幹線が西坂戸へ接続できるように望むところであります。

現状におけるし尿処理施設の下水道使用料に関して質問を行っていきます。西坂戸の地域し尿処理施設

の使用者、すなわち西坂戸の住民は本年6月現在1,915世帯とされております。し尿処理施設の使用料、すなわち下水道使用料は、1カ月で2,100円、2カ月ごとの徴収で4,200円の定額となっております。同じ坂戸、鶴ヶ島下水道組合の管理下における公共下水道整備区域における下水道使用料は、累進従量制、すなわち使用水量に応じた下水使用料となっております。20立方メートル以下の場合は、基本料金1,365円となっております。使用水量が少ない20立方メートル以下の方は1,365円で済むところではありますが、西坂戸の場合は、どんなに少ない使用量の家庭でも定額制の4,200円を納めているということになっております。先日、下水道組合よりいただいた資料によりますと、西坂戸住民の平均の使用水量は43立方メートルとのことです。この平均の使用水量の公共下水道整備の場合ですと、下水道使用料は3,255円ということになります。西坂戸の定額4,200円、この4,200円は何立方メートル使用の場合に当たるかということ、52立方メートルとのことです。このことから、現在でも西坂戸の世帯の少なくとも半数以上の家庭が公共下水道使用区域の平均よりも高い額を納めていることとなります。

この定額4,200円を決めた当時は、西坂戸は5人や6人の家族が多かったかと思えます。しかしながら、現在高齢化が進行しております。西坂戸で育った息子さんや娘さんは、外へ出ていくケースが多く、お年寄りだけが残るという傾向にあります。育ち盛りの子供さんがいる家庭とは違って、お年寄りだけの世帯ですと水を節約するような、そういう習性もあるようですし、20立方メートル以下の世帯が今後も増大するであろうし、また目下の経済状況は高齢者や低所得者の負担増が問題になっている折、高齢者世帯あるいは低所得世帯にとって下水道使用料については累進従量制にさせていただくことが切実な願いとなっております。3年前の下水道議会でも同様の質問をしたところではありますが、その後の状況の変化から、以前よりも一層このことが切実になっていると思えます。下水道使用料について、定額制を累進従量制にしていくことを求めます。その立場から3点質問します。

第1点、西坂戸地域し尿処理施設についての経過、建設あるいは維持管理の経緯についてお伺いします。

第2点、西坂戸地域し尿処理施設に関しての収支の状況はいかがでしょうか。

第3点、この西坂戸について、定額制を累進従量制にしていく考えについてお伺いします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁をお願いします。

○金子久夫事務局長 大山議員の一般質問にお答え申し上げます。

西坂戸団地が供用されたのが昭和46年11月でございまして、36年が経過してございます。組合に移管するまでの間、西坂戸団地の開発業者が管理を行い、民間の施設管理業者に委託を行ってきたと聞いてございます。その後、組合に移管し、これは平成2年3月31日に移管手続をしたわけですが、組合から引き継いでからは施設管理業者へ委託を行い、管理を行ってまいりました。当初の一般家庭の使用料につきましては、1カ月600円でありまして、その後昭和54年に1,500円に、平成元年に2,100円と、いずれも定額制で改正されてきたと伺ってございます。そして、その間、西坂戸団地自治会、坂戸市、あと坂戸、鶴ヶ島下水道組合、それと開発業者の4者におきまして長い間協議が重ねられ、下水道組合へ移管の方針が示され、先ほど言いましたとおり、平成2年3月31日に西坂戸団地の自治会、そして坂戸市、それと坂戸、鶴ヶ島下水道組合、この3者で移管に関する協定を締結しております。

使用料の考え方でございますが、公共下水道も同じではありますが、一般家庭から排出された汚水を処理するための管理運営費等を使用料としてご負担いただくものでございます。公共下水道では、管渠並びに

北坂戸各水処理センター及びそれらを補完する施設の管理運営費等として使用料をいただいております。したがって、地域し尿処理施設を公共団体が管理するといったしましても同じことと考えております。現在処理を行っている施設に関しては、管理運営費について使用料をいただくという考えでございます。

処理施設の収支の関係でございます。西坂戸地域し尿処理施設の管理運営費につきましては、施設も36年たって経過している施設のため、老朽化しております。年々整備費が増加している状況でございます。平成20年度の予算を例に挙げますと、歳出といたしまして、維持管理に要する経費として7,095万5,000円を見込んでございます。それに対する財源といたしましては、使用料といたしまして4,800万円の収入、坂戸市からの負担金といたしまして2,295万5,000円をいただき、対応するという考えでございます。歳出予算に対しますと、使用料金につきましては67.64%という計算となっております。

使用料の徴収につきまして、現在の定額制を従量制にしていく考え方でございますが、組合に移管する際に坂戸市と西坂戸団地自治会、そして下水道組合との3者にて、使用料を含めた移管の協定を締結いたしました。この協定書には地域し尿施設の使用料は受益者負担が原則であるが、当分の間暫定料金として、一般住宅の下水道料金は月額2,100円と記されております。下水道組合といたしましては、移管時に自治会のご意向を十分に尊重して協定した結果、現在の使用料体系になっているものと理解してございます。使用料体系を変えることとなりますと、管理運営費の負担割合に大きく影響することとなりまして、今後におきましても坂戸市と西坂戸団地自治会、そして下水道組合3者の協議したところの協定書に基づきまして、公共下水道に切りかえるまでの間、定額制を継続してまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○井上勝司議長 8番、大山茂議員。

○8番(大山 茂議員) それでは、定額制を従量制にということについては、公共下水道が整備されるまでの間は定額制という考えでいきたいということではありますが、先ほども触れましたように、一日も早く公共下水道の中央幹線、本管が接続することが一日も早く望むところではあります。しかしそれには数年以上まだ残念ながらかかってしまうのではないかと。その間のことについてはありますが、先ほども触れましたが、公共下水道の整備、こうしたインフラの整備は市街化区域においては都市計画税を原資としてスタートしているというふうにとらえます。調整区域においては公共下水道の整備はされない、そのかわり現在合併浄化槽の促進などが進められておりますが、市街化区域では当時都市計画税が原資となって公共下水道の整備というふうなとらえ方をしていきたいと思っております。

先ほど収支について、第1質問のときでの収支のことについての負担比率、使用料金と市の負担金のことが示されましたが、坂戸市全体からすれば、公共下水道整備にこれまでかけた費用とか、そういったところも全体的な収支ということでは見ていかなければならないというところではありますが、市民にしてみれば、同じように都市計画税を払っている、同じように公的な汚水処理がされている、にもかかわらず従量制ではなく定額制であるということによる不公平感ということは根強くあるわけです。

そこで、先ほどのご答弁では公共下水道が整備されるまでは定額制でというふうなことですが、これについては協定の部分をもう一度その協定をした時点に立ち返って協定をし直す、さらには、坂戸市のほうからの負担金についてのその考え方も今後求めていかなければならないかなと思っておりますが、改めて公共下水、あるいはこの汚水処理を管理している下水道組合として、この西坂戸における下水道使用料の定額制

を変えていく、市民に公平感を持っていただけるような、そのような方法にしていく方策について、一日も早くそのようにしていくということについて、どのような方策が考えられるのか、その点を再質問いたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、本来下水道施設の維持管理費につきましては、受益者負担の原則によりまして、その区域の方がすべてその費用を負担するものであるという考えに基づいております。したがって、定額制を従量制の料金体系に変える場合につきましては、協定書にも記載されておりますが、使用料改定は3者の協議により定めるということになっておりますので、ご了承願いたいと考えております。

○井上勝司議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

---

◇

### ◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 以上をもって、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、また坂戸の議員の選挙終了後の初めての議会でございまして、不肖私が議長というふうな形で任命をされました。このようなことから、きょうの会議、皆様方によりましてよりよい方向づけができましたということを私自身も思っているところでもございます。また、今後皆様方、大変各鶴ヶ島、坂戸両市とも議会がまだまだあります。そういうふうな中で、皆様方のご健康と、そしてお活躍をお祈りをするところでもございます。

時節柄大変気候のほうも変動、暑さ寒さもあります。そういうふうな中で、皆様方にはぜひ健康には十分にご留意の上、市民生活の向上のために寄与できますよう心からお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

大変きょうはありがとうございました。

---

◇

### ◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年6月第2回の坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会をお願いいたしましたところ、早朝よりご参集を賜りまして、ご提案申し上げました案件いずれも原案どおりのご同意、ご議決を賜りまし

た。心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本議会は坂戸市議会議員改選後の初議会ということでございまして、議長選挙が行われたわけでありすけれども、井上議長さんにはめでたく議長にご就任をいただきまして、心からお祝いを申し上げますところでございます。井上議長さんにおかれましては、長い議会経験、実たる識見をもちましてこれからも私ども執行部に対しましてのご指導を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

なお、監査委員さんには高野議員さんが満場一致のご議決を賜りましてご就任いただいたところであります。また、監査委員ともども監査事務を通じまして事務事業の執行についてご指導賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

これからも議会の意を体しまして、私ども本施設の安全な運転管理はもとよりのこと、まさに下水道の普及は文化生活のバロメーターとも言われるわけでありす。本日新たに下水道事業計画の変更ということでご説明をさせていただきました。今回これらが認可になりますと、現在の市街化区域の中では100%ということになるわけでありす。40年の長きにわたるこの歴史の中でこういう状況を迎えることができた、まさに感無量のものがあるわけでありす。これら事業を推進をしていくには膨大な工事費もかかるわけでありすので、これからも財源の確保等に向けて私どもも鋭意努力を重ねてまいります。議員各位の格別なるまたご指導とご理解も賜りたいと存ずるところでありす。

まだまだ入梅、梅雨に入りまして不快指数が極めて高くなっておりますので、ご自愛いただきまして、ご健勝にてご活躍賜りますようご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前11時05分)

○井上勝司議長 これをもって平成20年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長 井 上 勝 司

副 議 長 齊 藤 芳 久

署 名 議 員 滑 川 光 彌

署 名 議 員 藤 原 建 志